

第3期黒潮町障がい者計画  
第5期黒潮町障がい福祉計画  
第1期黒潮町障がい児福祉計画

平成30年3月

高知県黒潮町



# 第1章 計画策定にあたり

## 1 計画策定の趣旨

黒潮町では、平成23年度に障がいの有無にかかわらず、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し「第2期黒潮町障がい者計画」を、平成26年度に「第4期黒潮町障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人に対する福祉、保健、医療、教育、就労、防災、まちづくりなど様々な分野における施策を進め障害福祉サービスの推進に努めてきました。

昨今、少子高齢化や核家族化など社会構造が変化し、福祉へのニーズが多様化する中、障がいのある人を取りまく環境が大きく変化し、地域で支え合うことが重要となっています。

そのような中、国においては、障がいのある人の生活と就労への支援を拡充することを柱とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正や障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正が行われ、新たに「障害児福祉計画」の策定が市町村に義務付けられ、地域共生社会の実現に向けた取組みが進もうとしています。

第3期黒潮町障がい者計画・第5期黒潮町障がい福祉計画・第1期黒潮町障がい児福祉計画（以下「本計画」という）は、平成29年度に現行計画の計画期間が終了することから、新たな制度や社会の動向、障がいのある人やその家族のニーズを踏まえ、これまでの施策や事業を見直すとともに、黒潮町の実情に照らし一体的に策定することとします。



## 2 計画の位置づけ

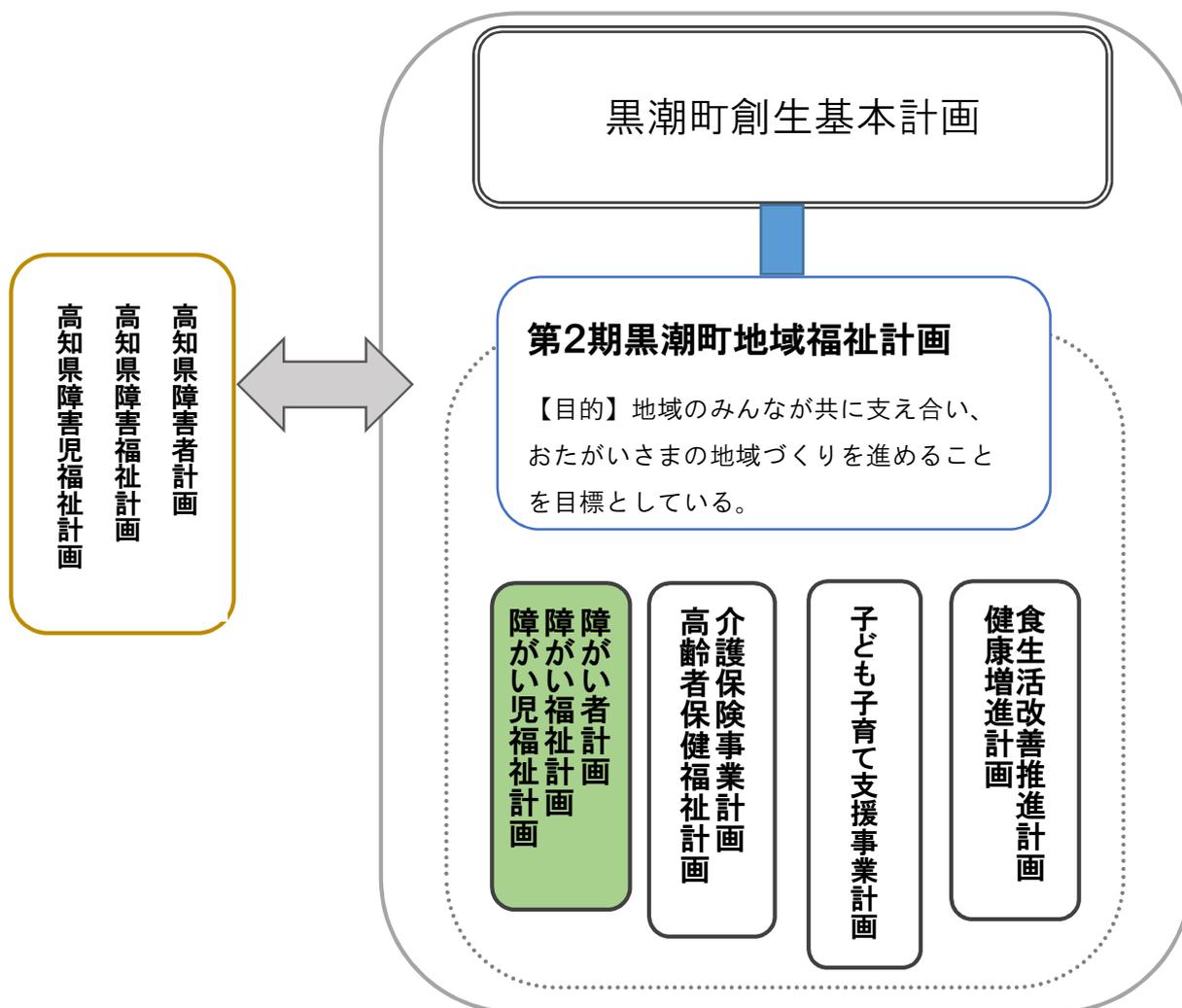
### (1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めたものです。

### (2) 他の計画との関係

「第3期黒潮町障がい者計画」は、「黒潮町総合戦略」や「第2期黒潮町地域福祉計画」と整合を図りつつ、障がい者施策を推進するための基本理念や基本目標、方向性を定めることにより、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

また、第5期黒潮町障がい福祉計画及び第1期黒潮町障がい児福祉計画は、第3期黒潮町障がい者計画に基づく実施計画と位置付けられます。本計画は、国や県が定める基本指針、他の関連計画等との整合・連携を図り、黒潮町の障がい者施策を総合的かつ計画的に定めるものです。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、国の法制度の改正や社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、必要に応じ、計画期間中であっても変更又は見直すこととします。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
第1次黒潮町総合振興計画						黒潮町総合戦略					
			まち・ひと・しごと創生総合戦略 (創生基本計画)								
第1期黒潮町地域福祉計画 ・地域福祉活動計画					第2期黒潮町地域福祉計画 ・地域福祉活動計画						
第2期黒潮町障がい者計画						第3期黒潮町障がい者計画(6年)					
第3期黒潮町 障がい福祉計画			第4期黒潮町 障がい福祉計画			第5期黒潮町障がい福 祉計画(3年)					
						第1期黒潮町障がい児福 祉計画(3年)					

### 4 計画の策定体制

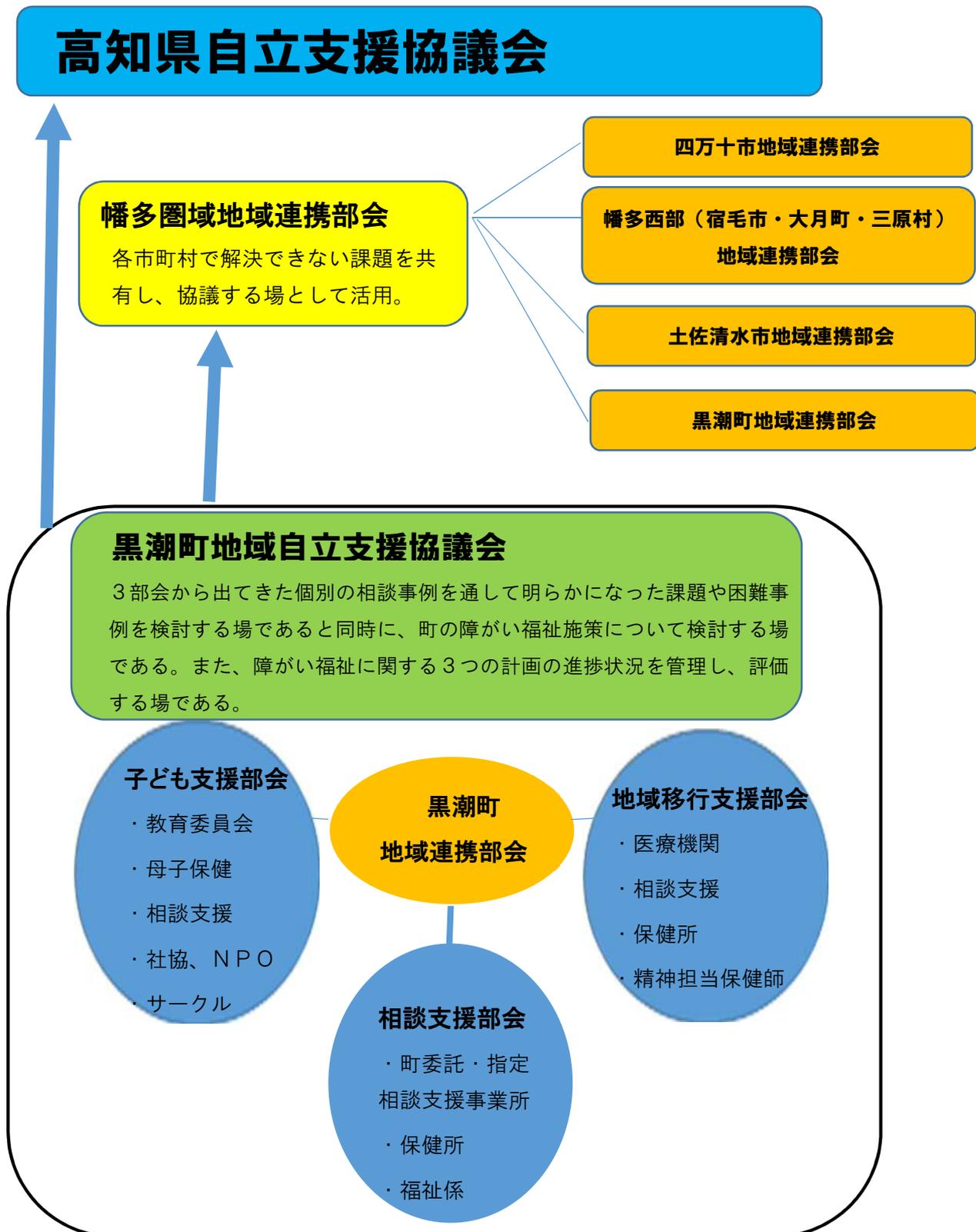
本計画の策定にあたっては、相談支援事業所、町及び幡多福祉保健所の障がい福祉に関する関係機関で組織する相談支援部会が、町の障がい福祉に関する課題をまとめ町内外の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、障がいのある人及び家族、関係団体、地区長、民生児童委員、社会福祉協議会で組織する黒潮町地域自立支援協議会(以下「協議会」という)に報告するとともに、協議会において事業評価を行い、これまでの成果や課題をはじめ今後の障がい者施策に関する提言を本計画に反映しました。

また障がいのある人や障がいのある児童の家族に対するアンケート調査を実施し、障がい福祉に関する意識やニーズ、課題を明らかにし、本計画に反映しました。

さらに協議会の委員が本計画の策定委員となり、計画の内容についての審議を行い、そこで出された意見を反映させ、本計画を策定しました。

## 5 黒潮町地域自立支援協議会と多機関との関係

【現状】近年、事業所では事業に従事する介護人材が不足している。このことが原因でサービスが提供できず、利用者のニーズに対応できないなどの課題が出ている。このため幡多圏域では、平成29年度より事業所と行政が集まり、圏域課題を共有するとともに解決策も全体で考える場が作られている。市町村だけでは対応できない課題を圏域で、圏域では対応できない課題を県が全体的に調整していくなどの仕組みづくりが始まっている。



## 第2章 障がいのある人を取りまく状況

### 1 障がいのある人を取りまく制度の変動

年度	関連法等	内容
平成 15 年	支援費制度	措置から契約へ。障がいのある人の自己決定が尊重されるようになる。
平成 17 年	発達障害者支援法	発達障がいの定義づけ
平成 18 年	障害者自立支援法	福祉サービスの再編
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	総合的なバリアフリー化の促進等の規定
平成 19 年	障害者基本法改正	市町村障害者計画の義務化
平成 23 年	障害者基本法改正	障がい者の定義の見直しにより、日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるような社会的障壁を取り除くための配慮が求められ、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の選択の機会、ともに学ぶことができる教育、雇用の促進などあらゆる場面における障がい者への差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められた
	障害者自立支援法改正	障害者の範囲の見直し。グループホームへの利用助成制度の創設
平成 24 年	障害者虐待防止法	障がいのある人への虐待の防止にかかる国等の責務。障がい者虐待の早期発見の規定
	障害者自立支援法改正	利用者負担の見直し。相談支援の強化
平成 25 年	障害者総合支援法	障がい者の範囲の明確化。障害支援区分の創設
	障害者雇用促進法改正	障害者権利条約の批准に向けた対応
	障害者優先調達推進法	障がい者就労施設等の受注機会の確保に必要な事項を規定
平成 26 年	障害者権利条約締結	
平成 28 年	障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項を規定
	障害者雇用促進法改正	障がいのある人に対する差別の禁止及び合理的配慮について規定
平成 30 年	障害者総合支援法改正	自立生活援助や就労定着支援の創設
	児童福祉法改正	訪問型児童発達支援の創設

## 2 障がいのある人の状況

### (1) 障がい者手帳の交付状況

本町の障がい者手帳の交付状況は、平成 29 年 3 月 31 日現在 896 名となっています。人口の減少や高齢化により身体障害者手帳の所持者は少なくなっていますが、76.7%が 65 歳以上の方となっています。療育手帳所持者は、ほぼ横ばいですが、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、若干増加しています。認知症高齢者の方の手帳取得もあり、今後、増加が見込まれます。

	平成 18 年	平成 21 年	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年
身体障害者手帳数	865	884	872	819	739
療育手帳数	114	120	120	122	117
精神障害者保健福祉手帳数	29	30	26	35	40

各年 3 月末日

### ■平成 29 年 3 月末日の身体障害者手帳の障がい種別と世代別人数

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計	18 歳 未満	18～ 64 歳	65 歳 以上
視覚	22	7	5	1	6	2	43	0	8	35
聴覚・平衡	2	21	8	6	1	24	62	0	16	46
音声・言語・そしゃく	0	1	5	2	0	0	8	0	2	6
肢体不自由	78	73	75	92	40	28	386	2	95	289
心臓	88	1	13	60	0	0	162	2	19	141
じん臓	44	0	0	1	0	0	45	0	16	29
呼吸器	3	2	2	2	0	0	9	2	1	6
ぼうこう・直腸	0	0	2	20	0	0	22	1	6	15
小腸	0	0	1	1	0	0	2	0	2	0
肝臓	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内部障害合計	135	3	18	84	0	0	240	5	44	191
合計	237	105	111	185	47	54	739	7	165	567

※身体障害者手帳の障がい種別では心臓が最も多く、心筋梗塞や脳梗塞などの突然の疾患に起因しているものがあり、取得者の 87%が高齢者となっています。また、肢体不自由の手帳を所持している方のアンケートからは、移動や将来の生活への不安の意見がある一方、全体的には、黒潮町での生活のしづらさなどの意見は少なく、これからも住み続けたいという意見がたくさんありました。

## (2) 障害支援区分

障害福祉サービスを利用するためには、障害支援区分の認定を受けることが必要な場合があります。

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計 (人)
H25 年	2	9	18	19	13	23	84
H26 年	4	13	22	25	13	22	99
H27 年	3	10	12	26	9	24	84
H28 年	2	10	12	28	8	27	87
H29 年	4	11	11	21	12	28	103

■障害支援区分認定状況（各年 12 月末日現在） ※平成 26 年度より『障害程度区分』から『障害支援区分』へ改正

## (3) 発達障がい

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。発達障がいのある人は、発達障害者支援法をはじめ障害者の雇用促進に関する法律、障害者基本法、障害者総合支援法などにおいて支援の対象として位置づけられています。

## (4) 難病患者

これまで、身体障害者手帳の取得が難しく必要な支援を受けることができない制度の谷間にあった難病患者も平成 25 年 4 月から障害者総合支援法により障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

## (5) 高次脳機能障がい

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたことにより言語や記憶などの機能に障がい起きた状態です。障がいの現れ方が複雑であるため、連携した支援体制が必要です。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

黒潮町では、これまで、障がいの有無にかかわらず全て町民が相互に人格と個人を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がいのある人が自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う完全参加と平等の具現化を目指し、「障がいにかかわらず一人ひとりが輝くまち」を基本理念に障がい者福祉の取組みを進めてきました。本計画においても、これまでの理念を継承し、障がいのある人もない人も、地域のみみんなで共に支え合い、健やかに安心して暮らすことができるよう障がい者福祉の取組みを推進していきます。

### 2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を定め計画を推進します。

#### 基本目標1 障がい者の自立と社会参加の推進

年齢、障がい、疾病の有無やその程度にかかわらず、住み慣れた地域で健康な生活を継続させるためには、保健、福祉、医療の連携による健康づくりが必要です。健康な身体が維持されることで、生きがいに通じる活動や社会参加につながり、自立した生活を営むことができるようになります。このため、健康教育と適切な医療、活動の場づくりと交流の機会、就労と生活を支援する機会をつくることを目標とします。

#### 基本目標2 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていくためには、福祉サービスだけでは支援に限界があります。道路や建物のバリアフリー化に加え、障がいのある人を地域で支えていく心のバリアフリーと共に支え支えられる関係をつくる必要があります。このため、障がい理解のための活動と福祉教育を進めていくことを目標とします。

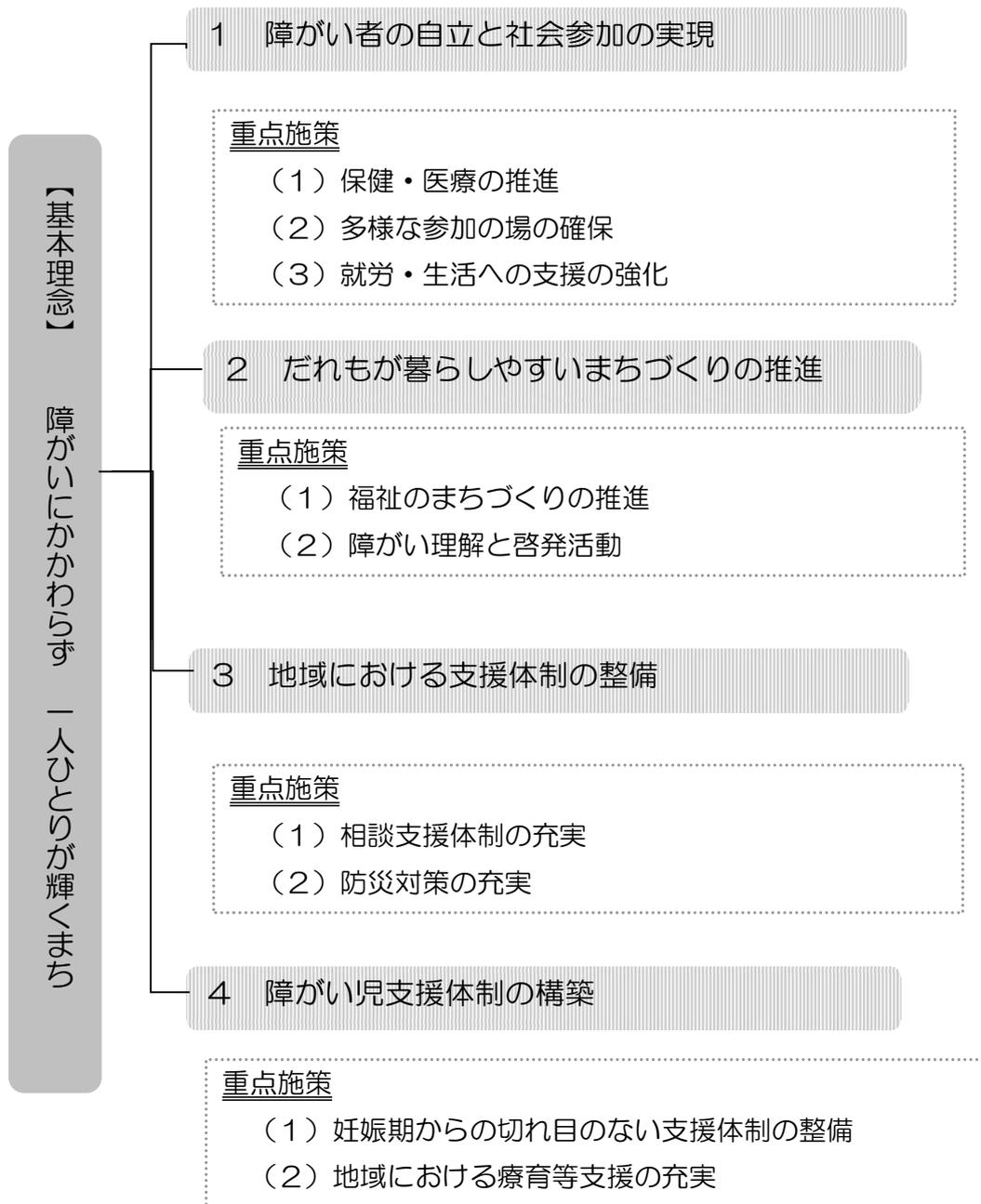
#### 基本目標3 地域における支援体制の整備

障がいのある人が自らサービスを選択し、住み慣れた地域で必要とするサービスが利用できるよう情報提供と障がいのある人やその家族へ寄り添った支援ができる体制づくりが必要です。このため、身近な地域でいつでも相談できる場所をつくり、地域全体で障がいのある人とその家族を支える取組みを進めていくことを目標とします。

#### 基本目標4 障がい児支援体制の構築

障がいのある子どもの健全な発達を支援し、心身ともに健やかに育つことができるよう、障がいの原因となる疾病やその早期発見、治療の推進を図ります。また、障がいのある子どものライフステージにおける療育支援につとめ、保護者への支援を強化することを目標とします。

## 第4章 施策の体系



## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 障がい者の自立と社会参加の実現

#### ■現状・課題

障がいのある人が、地域の中で自立した生活を営み社会参加を進めるうえで必要となることは、「自身の健康づくり」、居場所などの「社会参加の場」と「交流の機会」、安定した収入を得るための「就労の機会と継続するための支援」です。しかし、障がいのある人が、地域活動に参加する機会は少なく、障がいのある人同士で交流をしている場合が多くなっています。身体的、体力的な課題に加え、地域で行われている活動を知らない人もいます。今後、地域活動の周知と既存事業を活用しながら交流の機会をつくり、障がいのある人もない人も一緒に活動できるよう取組みを進めていく必要があります。また、障がい者の就労を支援できるよう町全体で考えていく必要があります。

#### ■具体的な施策

施策	具体的な内容
(1) 保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいの原因となる生活習慣病の予防について、保健師が専門職の意見を取り入れながら、集会所やあったかふれあいセンターを活用し、健康相談、健康教室を行う中で正しい知識の普及、啓発を行う。</li><li>・精神疾患の原因となるメンタルヘルスの不調について、正しい知識の普及や相談窓口の周知を行う。</li></ul>
(2) 多様な参加の場の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・あったかふれあいセンターの整備と事業の周知を行い、地域の拠点として、子どもから高齢者、障がいのある人も一緒に活動できる取組みを進める。</li><li>・精神に障がいのある人の閉じこもり予防と地域ボランティアの育成を目的とする「喫茶さとう木」や、外出のきっかけとなる精神ミニデイケアを継続実施し、交流の場として拡充する。</li><li>・地域のお祭りや一斉清掃、避難訓練などの行事に障がいのある人も積極的に参加できるよう日頃からの関わりを大切に、地域の中で交流できる仕組みをつくる。</li><li>・広報誌等を活用し、地域活動を周知する。</li><li>・老人クラブや町内の他団体と一緒に交流、活動する。</li></ul>
(3) 就労・生活への支援の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害福祉サービス利用後の一般就労利用者への支援が途切れることのない体制をつくり、企業、事業所、相談支援事業所など関係機関が総合的な支援を行う。</li></ul>

## 基本目標2 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

### ■現状・課題

道などのハード整備を全てのニーズに合うものに変えることは難しいですが、相互理解ができるよう環境整備を進めています。しかし、福祉以外の機関とニーズや課題について共有ができていません。本計画策定のためのアンケート調査結果では、「暮らしやすいまちにするための支援」を聞くと、所得保障の充実に加え気軽に何でも相談できる窓口の充実が求められています。町内には、2カ所の相談支援事業所があり、在宅で生活する障がいのある人やその家族を支援していますが、事業内容や活動についての情報提供が十分にできていません。事業の周知に加え、相談支援事業所に行くことができない人への訪問による支援も充実させる必要があります。また、相互理解を深めるため、あったかふれあいセンターなどの地域交流拠点を活用し交流事業を行い、住民同士がお互いを思いやりながら暮らしやすいまちづくりについて考えるきっかけをつくることや、幼少期からの福祉教育を進めていく必要があります。

### ■具体的な施策

施策	具体的な内容
(1) 福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある人の移動手段の確保を検討する場をつくる。</li><li>・道や建物の障がい物等の困りごとを相談できる場や伝えることができる環境をつくる。</li><li>・行政内において情報を共有する場をつくる。</li></ul>
(2) 福祉のまちづくりの推進（障がい理解と啓発）	<ul style="list-style-type: none"><li>・困りごとを自分のこととして考えられる機会や場をつくる。</li><li>・発達障がいや内部障がい等、見えない障がいを持っている人が地域で生活しやすいよう、障がい特性を理解する人や一緒に活動できる人を増やす機会をつくる。</li><li>・障がいのある人への「できないだろう」という先入観を排除し、あったかふれあいセンターや地域の活動の場において、できる力を伸ばす機会をつくり地域活動への参加を支援する。</li><li>・相談支援やあったかふれあいセンター事業の相談機能を充実させ、身近な地域でいつでも相談できる体制をつくる。</li><li>・障がいのある人への虐待通報窓口の周知に努める。</li><li>・障がいのある人に関する理解を促進するため、配慮ある様々な取組みを進め、心のバリアフリーを図る。</li><li>・社会福祉協議会で実施されている福祉教育を町内全校で実施し、あったかふれあいセンターや福祉事業所と一緒に活動する機会をつくる。</li></ul>

## 基本目標3 地域における支援体制の整備

### ■現状・課題

黒潮町では、町全体で防災対策を考え、取組みを進めています。それぞれの地域においても、地域が考える防災対策を進め、避難路や街路灯、避難場所への防災倉庫の整備、避難所運営マニュアル、備品等の整備が進められています。福祉分野においては、避難行動要支援者名簿を作成し、同意がある方への避難時の個別支援計画を地域と一緒に作成をしています。また、福祉避難所の指定を進め、福祉避難所における開設・運営訓練をする中で、要配慮者への個別計画の検証を実施しています。しかし、地域で行われている災害時の避難訓練には、「参加すると迷惑をかけてしまう」などの意見もあり個別計画の検証が進んでいません。このため、既存事業を活用しながら地域で支え合う仕組みを考え、つくりあげる必要があります。また、障がいのある人と家族を支える相談支援を充実させ、当事者や支援者のみで考えるのではなく、身近な地域で相談し支援できる取組みに発展させる必要があります。

### ■具体的な施策

施策	具体的な内容
(1) 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談支援事業所と地域、関係機関が情報を共有し支援方針を検討する機会をつくる。</li><li>・ あったかふれあいセンター事業の相談の機能を充実させ、障がいのある人の在宅生活を支援する取組みにつなぐ。</li><li>・ 身近な地域で相談できる場所として、地域の拠点となるあったかふれあいセンター事業の周知を図る。</li><li>・ 相談窓口の一本化を検討する。</li></ul>
(2) 防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ あったかふれあいセンターの活動や、社会福祉協議会が実施する見守りネットワーク事業、企業との協定による見守りなど地域の中で見守り体制を強化する。</li><li>・ 日頃から地域の中で支援が必要な人への見守りや声かけを行い、必要なときに守り支える取組みを関係機関と連携し進めていく。(福祉のネットワークの活用)</li><li>・ 支援が必要な人への災害時の支援体制を地域や関係機関と一緒に考える機会をつくる。</li><li>・ 災害時に支援が必要な人が生活する場の整備や福祉避難所の確保、避難後の支援体制の整備を進める。</li><li>・ 支援が必要な人への災害時備品等の整備を進める。</li></ul>

## 基本目標4 障がい児支援体制の構築

### ■現状・課題

保育所から支援をしてきた障がいのある子どもの情報が、中学、高校と進学する中で、支援が途切れ、不登校やひきこもりとなり、成人後、就労が継続せず障害福祉サービスを利用する人が増えている。相談支援事業所と行政等の関係機関で組織する相談支援連絡会では、「障がい児のライフステージにおける途切れない支援づくり」を目標に、支援に関する現状把握と情報共有を行っています。今後、成人期の福祉サービスへスムーズに移行できるよう母子保健、教育、福祉が連携し支援方針などを共有する必要があります。また、障がいのある子どもを育てる保護者を支える取組みを地域と一緒に進めていく必要があります。

### ■具体的な施策

施策	具体的な内容
(1) 妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 妊娠期から一環した子育てに関する相談窓口をつくる。</li><li>・ 妊娠期から医療機関との情報共有を図る。</li><li>・ 幼少期の課題の早期発見を目的に、母子保健、福祉、保育・教育間での情報共有、支援方針を確認し切れ目のない支援を行う。</li><li>・ 高知県が進める「つながるノート」を保護者に周知し幼少期から活用してもらう。</li></ul>
(2) 地域における相談・療育等支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保護者の子育てや子どもの発達に関する不安解消のため、相談支援事業所が中心となり相談体制を充実させる。解決できない相談は、地域自立支援協議会や幡多の連絡会、県の自立支援協議会などへ提起する仕組みをつくる。</li><li>・ 県や教育委員会が実施する既存事業（こども相談事業、きこえの相談、リハビリテーション部地域支援事業、小児科巡回相談、発達が気になる子どもの相談会、ワンステップ教育相談会）を活用し、医師・保健師・保育士・相談支援事業所が連携し子どもの発達や特徴に合わせた関わり方を学び支援体制をつくる。</li><li>・ 保護者の介護負担の軽減を目的に、保育所や学校、放課後子ども教室を活用し障害児通所サービスを実施する。</li><li>・ 保護者の介護負担の軽減を目的に、学校の長期休暇期間中、子どもの預かりと療育支援を行う事業を継続実施し、併せて利用者の拡充を目標に広報による周知を行う。</li><li>・ ニーズに応じ、あったかふれあいセンターを活用した療育支援体制（相談、簡単な療育支援など）をつくる。</li><li>・ 保護者を支援することを目的にペアレントトレーニングを継続して実施する。</li><li>・ 保護者同士の交流の機会やライフステージに応じた相談の機会をつくる。</li></ul>

## 第6章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進

### 【1】平成32年度の数値目標

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、国が定める基本指針に基づき、現在、福祉施設に入所している障がい者のうち、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、平成32年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

##### ■数値目標及び減少数（福祉施設入所者の地域生活への移行目標等）

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者数（A）	32人	平成28年3月31日の施設入所者数
平成32年度末時点の入所者数（B）	31人	平成32年3月31日時点の利用見込み人員
【目標値】削減見込（A－B）	1人	差引減少見込み数
【目標値】地域移行者数 H29年度からH32年度末までの地域生活移行者数	1人	1名を目標値とします。

■国の指針 平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。目標値は、平成28年度末時点の施設入所者数の8%以上を地域生活へ移行し、施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減することを基本とし、これまでの実績や地域の実情を勘案し、設定する。

##### ■第2期から第4期計画までの実績

実績	第2期（H23年度末）	第3期（H26年度末）	第4期（H28年度末）
目標値	27	30	32
実績	31	31	32

施設入所の多くが重度障がい者であり、高齢者となっています。入所機関が長期化されていることもあり、今後、地域移行を進めるにも本人や家族の不安があります。地域の受け皿をつくる必要もありますが、入所施設も地域の中にあることから地域との交流を通し、障がいのある人の地域生活を支え、考えることができる場をつくっていく必要があります。

## 2 障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国では、高齢者を主とする可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進しています。町においては、高齢者、障がい者、子どもなど福祉の様々な取組みが展開されており、既存の地域資源を整理し地域福祉を拠点とする事業や地域の活動を活用しながら整備を進めていくこととしています。あったかふれあいセンターは、年齢や障がいの有無にかかわらず地域住民が利用でき、地域の自主的な活動を推進、支援する地域福祉の拠点として町が整備を進めています。障がい特性に応じた支援への課題はあるが、医療、地域、介護、福祉、あらゆる環境をつなぎ、連携した取組みを進めながら障がいのある人にも対応した黒潮町の地域包括ケアシステムを構築していきます。

### 【国の指針】

#### 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（H32 年度末の目標）

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場を各市町村に設置
- ・精神病床の1年以上入院患者数の減、退院率の目標値を設定

### 【県の取組み】

- ・精神障がいについての正しい知識の普及や啓発活動
- ・地域における保健、医療、福祉の関係機関の一体的な取組みを推進し、退院可能な精神障がい者の退院を促進、ピアサポート活動への積極的な支援
- ・精神科医療機関、その他の医療機関、支援事業者、市町村などの多職種協働による重層的な連携支援体制の構築

## 3 地域生活支援拠点の整備

国の指針や県の計画では、平成32年度までに圏域（幡多）で1つの生活支援拠点を整備することとなっています。町では、第4期障がい福祉計画で検討するとしたものの、これまで協議がされていません。今後、課題や資源、必要性等を圏域で整理しながら検討する場を設置し、協議を進めていきます。

【国の指針】各市町村又は各圏域の少なくとも1つ整備する

【県の取組み】障がいのある人の重度化、高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を各圏域に1つずつ整備する

（地域生活支援拠点に求められる機能）

- ①相談（施設、病院からの退所・退院、親元からの自立等）
- ②体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホーム等）
- ③緊急時の受入・対応（短期入所など）

## 4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、平成32年度末までに一般就労に移行する者に関する数値目標を1人とします。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者	1人	平成28年度において、福祉施設を退所して一般就労した者の人数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	1人 (1.0倍)	平成32年度末において、福祉施設を退所し、一般就労へ移行する者の数
就労移行支援事業所の利用者数	4人 (内2人は就労アセスメント)	平成28年度末における就労移行支援事業所の利用者数
【目標値】 目標年度の利用者数	1人	目標設定では平成28年度末実績から、2割以上の増加だが、現状を勘案し平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数1人を見込む。

■国の指針 平成32年度（1年間）において、福祉施設を通所利用し、一般就労へ移行する者の目標値を設定する。目標値は、平成28年度実績の1.5倍以上とし、就労移行支援事業者の利用者数を平成28年度末の利用者から2割以上増加させる。

### ■第2期から第4期計画までの実績

実績	第2期（H23年度末）	第3期（H26年度末）	第4期（H28年度末）
目標値（A）	2	2	1
実績（B）	1	0	1

平成23年から平成28年度までの間、平成26年度以外は、毎年1名が一般就労へ移行しています。就労継続支援B型利用後一般就労に移行した人もいますが、就労移行支援事業を活用した後、一般就労へ移行した人が多くなっています。今後は、就労した後の生活を支援する取組みを強化し、就労が継続でき、障がいのある人が自立して地域生活を営むことができるよう支援をしていきます。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

①	児童発達支援センターの設置	<p>◆現在指定されている事業所（幡多希望の家、わかふじ）で実施。</p> <p>通所する障がい児や家族だけでなく、地域に住む発達の気になる子どもやその家族、障がいがある子どもを受け入れています。地域の関係機関への支援も含め、今後は地域における『中核的支援機関』としての役割も求められています。今後も障がい児への支援やニーズの把握に努め、圏域で協議をしていきます。</p>
②	保育所等訪問支援の利用体制の構築	<p>◆現在指定されている事業所（幡多希望の家、わかふじ）で実施。</p> <p>保育所などの訪問をしての療育等の実施のため、自宅から施設が遠方で通所が難しい方への利用に期待ができます。</p> <p>しかし、専門員の業務が重複しており、ニーズ通りに専門員が動けず、人材不足が課題となっています。</p> <p>保健・福祉・教育・保育所等の緊密な連携により保育所等訪問の実施体制の確保に努めます。</p>
③	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	◆幡多希望の家で実施
④	医療的ケア児支援の協議の場の設置	◆必要時には医療・保健・福祉・教育等で協議の場を設けていきます。

### 【県の取組み】

- ・ 地域支援を行うことができる人材の養成
- ・ 地域支援機能を有する児童発達支援事業所等の新規開設、機能強化の促進
- ・ 基幹相談支援センターの設置促進

児童発達支援センター・・・地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導や自発的な活動ができるよう必要な知識、技術の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

重症心身障がい児・・・重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。

## 【2】障害福祉サービス等の必要見込み量

### 1 訪問系サービス

#### (1) サービスの概要

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーによる身体介護・家事援助を行う。
重度訪問	重度障がい者へのヘルパー派遣による介護を行う。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有し、外出時に必要な支援を行う。
行動援護	行動上著しく困難を有し常時介護が必要なため、外出時における必要な支援を行う。
重度包括	常時介護を要し意志疎通又は麻痺等により著しく支障がある者のうち行動上著しい困難を有するため、ヘルパー派遣や就労等など包括的に支援を行う。

#### (2) 現状と課題

精神や身体に障がいのある人（視覚障がい、肢体不自由）の利用があり、希望に応じたサービスが提供できています。体調に左右されやすいため、サービスが自立に向けた支援に繋がるのかなど課題が残ります。また目標等を評価できる仕組みが整っていないなどの課題もあります。障がいのある人が65歳に到達した際、介護保険制度に移行します。制度が異なることから支給できるサービスに限度があり、利用者の不安につながるおそれがあります。今後は、介護保険サービスへの移行を見据え、障がい福祉と介護保険サービスの連続性を確保するため、障がい福祉の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとの情報共有や連携を図っていきます。

#### (3) 第5期計画の見込み量

##### 【実施に関する考え方】

平成29年7月の実績を基準とし新規の利用者を見込みます。居宅介護については、徐々に利用者の増加があるため、毎年1人の増加を見込みます。同行援護は、平成29年度に黒潮町社会福祉協議会が事業を開始したことにより、利用者を見込みました。

##### 【見込み量確保のための方策】

サービスを円滑に利用できるよう関係機関で情報を共有し、利用者のニーズに応じたサービスの提供及び充実に努めます。また、適正なサービスが提供できるよう利用状況やサービス計画を勘察し支給決定を行うとともに、サービスの質の確保に努めます。

#### (4) サービスの見込み

区分	利用実績			見込み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
居宅介護						
重度訪問介護	39	93	79.5	90	99	108
同行援護	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月
行動援護	5 人	8 人	10 人	10 人	11 人	12 人
重度障害者						

※利用時間は、月の延べ利用時間。実績値は、各年度3月利用実績、平成29年度は12月実績

## 2 日中活動系サービス

### (1) サービスの概要

サービスの種類	概 要
生活介護	常時介護が必要な方に、日中、入浴・排せつ・食事等の介助を行うとともに創作的活動の機会を提供する。
自立訓練（機能） 自立訓練（生活）	自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う。
就労継続（A型）	就労が可能と見込まれる人に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
就労継続（B型）	企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の介護等、日常生活上の援助を行う。
短期入所	居宅で介護する人がいない等の理由により、施設・病院で宿泊を伴った預かりを行う。

### (2) 現状と課題

『自立訓練』は2名の利用があります。基礎疾患があり、支給決定期間内の身体機能や生活能力の向上が難しく、利用者への細やかな支援が必要です。専門性や、障がい者のニーズに応じるため、訓練を受けたサービス提供者が必要です。『就労移行支援』は、一般就労が見込まれる方が利用していますが、就労に結びつかないのが課題です。要因を検証し、就労の場の確保と支援体制等を確立していくことが必要となります。また、就労アセスメント評価のための就労移行支援利用者は増えていくと思われます。療養介護は待機者がいません。事業所が限られているため、県の担当課で調整会議を行い、入所調整を行っている状況です。短期入所は、現在、希望に応じたサービスが提供できています。

### (3) 第5期計画の見込み量

#### 【実施に関する考え方】

平成29年7月の利用状況に加え、ニーズを勘案し実情に即して見込みます。

#### 【見込み量確保のための方策】

サービス提供事業所や相談支援事業所と情報を共有し、利用者のニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう努めます。就労定着支援（新規事業）については、現在の就労移行支援利用者的一般就労への移行を勘案し見込みます。

### (4) サービスの見込量

区分	利用実績			見込み		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
生活介護	1003人日/月	953人日/月	914人日/月	940人日/月	960人日/月	980人日/月
	47人/月	45人/月	45人/月	47人/月	48人/月	49人/月
自立訓練 (機能訓練)	22人日/月	23人日/月	-	-	-	-
	1人/月	1人/月	-	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	27人日/月	56人日/月	28人日/月	32人日/月	32人日/月	32人日/月
	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月
就労移行支援	45人日/月	45人日/月	19人日/月	23人日/月	23人日/月	23人日/月
	2人/月	3人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
就労継続支援 (A型)	101人日/月	104人日/月	106人日/月	105人日/月	105人日/月	105人日/月
	4人/月	4人/月	5人/月	5人/月	5人/月	5人/月
就労継続支援 (B型)	511人日/月	518人日/月	526人日/月	522人日/月	540人日/月	558人日/月
	25人/月	27人/月	29人/月	29人/月	30人/月	31人/月
就労定着支援				-	-	4人
				-	-	1人
療養介護	9人/月	9人/月	9人/月	9人/月	9人/月	9人/月
短期入所	6人日/月	21人日/月	12人日/月	25人日/月	30人日/月	35人日/月
	1人/月	4人/月	3人/月	5人/月	6人/月	7人/月

※利用時間は、月の延べ利用時間。実績値は、各年度3月利用実績、平成29年度は12月実績



### 3 居住系サービス

#### (1) サービスの概要

サービスの種類	内容
自立生活援助	1人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。
共同生活援助	主として夜間におけるGHでの相談、入浴、排泄又は食事等の支援が必要な日常生活上の援助を行う。
施設入所	主として夜間において、施設に入所する障がい者の入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活の支援を行う。

#### (2) 現状と課題

施設入所の待機者はいません。施設入所者の高齢化による死亡や入院による退所などで施設入所者は、見込みより若干少なくなっています。GH入所は、保護者の高齢化や適切でない生活環境により、GH入所者が見込みより若干多くなっています。しかし、専門的な対応が必要な精神疾患などの利用希望者は、定員に空きがあっても見守り体制などの必要な支援がなく、GHへの入所が進まない状況です。このため、医療機関や入所施設から地域への移行が進んでいない状況となっています。今後は関係機関で情報を共有し課題解決へ向けた取組みが必要です。

#### (3) 第5期計画の見込み量

##### 【実施に関する考え方】

平成28年度末の入所等の状況を参考に見込みます。

##### 【見込み量確保のための方策】

障がい者の障がいの状況や希望を確認したうえで、必要なサービスを提供できるよう施設や相談支援事業所と情報を共有しながら計画的な住まいの確保に努めます。

#### (4) サービスの見込量

区分	利用実績			見込み		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
自立生活援助				—	—	—
GH	20人/月	20人/月	23人/月	23人/月	23人/月	23人/月
施設入所	33人/月	32人/月	30人/月	31人/月	31人/月	31人/月

※利用時間は、月の延べ利用時間。実績値は、各年度3月利用実績、平成29年度は12月実績

## 4 相談支援

### (1) サービスの概要

サービスの種類	内容
計画相談支援	サービス利用の調整を必要とする人に対し、利用計画を作成するもの。
地域移行支援	施設や病院等から退所・退院する障がい者に対し、住居確保や地域生活に移行するための相談支援をするもの。
地域定着支援	施設や病院からの退所に伴う家族からの独立に対し、常時連絡体制を確保し、緊急事態等にも対応するもの。

### (2) 現状と課題

平成 24 年から導入した計画相談は、平成 29 年に全てのサービス利用者への計画導入が完了しました。しかし、サービス提供事業所の計画が利用者や家族の希望、生活課題に添っているか、実施できているか十分検証できていない事が課題として残ります。個々の相談支援事業所が受け持っている計画相談件数にも差があり、一部の事業所への負担が大きく、計画を分散させるなど圏域での調整や検討が必要となっています。また、入院中の精神障がいのある人の地域移行が進んでおらず、今後、地域の受入体制を整備していくためにも、相談支援事業所を中心に検討する場をつくり支援者や資源確保に努める必要があります。

### (3) 第 5 期計画の見込み量

#### 【実施に関する考え方】

計画相談は、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者全てを対象として見込んでいます。

#### 【見込み量確保のための方策】

精神科長期入院の退院を見込んでいます。また、計画相談と合わせ、在宅障がい者がいつでも相談できる体制づくりに努めていきます。

### (4) サービスの見込量

区分	利用実績			見込み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
計画相談支援	7 人/月	19 人/月	5 人/月	7 人/月	7/月	7 人/月
地域移行支援	—	—	—	1 人/月	—	—
地域定着支援	—	—	—	—	1 人/月	—

※利用時間は、月の延べ利用時間。実績値は、各年度 3 月利用実績、平成 29 年度は 12 月実績

## 5 障がい児通所支援

### (1) サービスの概要

サービス	概 要
児童発達支援	日常生活における動作指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	学校授業の終了後等に施設で生活能力の向上のために必要な訓練等必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応など必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	P T等の機能訓練などによる支援又は治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供する。

### (2) 現状と課題

平成 29 年に四万十市に障害児通所施設が 1 か所開設し利用回数が伸びています。しかし佐賀地域からの通所は遠方のため町内での実施ニーズもあり今後の課題となっています。放課後等デイサービスは、支援の質の評価ができておらず評価体制を検討する必要があります。

### (3) 第 1 期計画の見込み量

【実施に関する考え方】 現在、利用している障がい児等のニーズを勘案し、見込みます。

#### 【見込み量確保のための方策】

障がい児が希望するサービスを受けられることができるよう、相談支援事業所や関係機関と情報を共有しながらサービス量の確保及び障がい児の保護者等の支援に努めます。

### (4) サービスの見込量

区分	利用実績			見込み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
児童発達支援	9 人日/月	10 人日/月	21 人日/月	15 人日/月	17 人日/月	19 人日/月
	3 人/月	9 人/月	5 人/月	6 人/月	7 人/月	8 人/月
医療型児童発達支援	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
放課後デイサービス	32 人日/月	32 人日/月	21 人日/月	56 人日/月	64 人日/月	72 人日/月
	3 人/月	6 人/月	4 人/月	7 人/月	8 人/月	9 人/月
保育所等訪問支援	-	-	-	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	-	-	-	2 人/月	2 人/月	2 人/月
居宅訪問型児童発達支援				-	-	-
				-	-	-

※利用時間は、月の延べ利用時間。実績値は、各年度 3 月利用実績、平成 29 年度は 12 月実績

## 6 障がい児相談支援

### (1) サービスの概要

サービス	概要
障がい児相談支援	障がい児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、モニタリング等を行う。

### (2) 現状と課題

サービス提供事業所の計画が利用者や家族の希望、生活課題に添っているか、実施できているか十分検証できていない事が課題として残ります。適切なサービスを提供し、今後の支援へつなぐためにも、情報の共有は必要であると考えます。

### (3) 第1期計画の見込み量

【実施に関する考え方】 障がい児通所支援の利用児童数を勘案し、見込んでいます。

### (4) サービスの見込量

区分	利用実績			見込み		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
障害児相談支援	-	1人/月	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月

※利用時間は、月の延べ利用時間。実績値は、各年度3月利用実績、平成29年度は12月実績

## 7 町独自の障がい児支援の取組み

### (1) 保護者交流会（障がい児の保護者の交流の場所づくり）

平成26年度から開始した『保護者交流会』は、平成28年度より地域の取組み（自発的活動支援事業）に発展し年2回実施をしています。地域とボランティアが繋がるきっかけとなり、身近な地域で交流の場ができるよう継続した取組みを進めていきます。

### (2)ペアレントトレーニング

ペアレントトレーニングは、保護者が自分の子どもの行動を冷静に観察、特徴を理解し、発達障がいの特性を踏まえた褒め方叱り方等を学ぶことにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とするトレーニング。県内には、子どもの発達の診断ができる医療機関が少なく、専門的な療育等を受けられる事業所が少ないため、「黒潮町でできる支援」を関係機関で考え取組みにつながりました。今後も継続した支援を行いながら、保護者への切れ目のない支援体制をつくっていきます。

### (3) 障がい児長期休暇支援事業

平成24年度に開始した『長期休暇支援事業（大方誠心園実施）』（夏休みなど長期休暇時に障がい児を預かる事業）は、見守りが必要な子どもを対象に療育支援やレクリエーション、外出など子どもの状態に応じた支援を実施しています。今後も関係機関と協力し、受け皿となる事業所への助成と、広報紙を活用し周知を行いながら取組みを進めていきます。

### 【3】地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、地域の特性に応じ柔軟な形態により効率的かつ効果的に実施する事業として位置づけられ、町では、次の事業を実施しています。

#### 1. 理解促進事業・啓発事業

障がいのある人が、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人などの理解を深めるための啓発を通じて地域住民の障がいへの理解を促し「共生社会」の実現を図ることを目的とした事業

区分	利用実績			見込み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
理解促進研修・啓発事業	無	無	無	有	有	有

#### 2. 自発的活動支援事業

障がいのある人が、自立した生活を営むことができるよう、障がいのある人など、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより共生社会の実現を目標とした事業（町では保護者交流会を実施。地域主導の活動及び学びの場となっている）

区分	利用実績			見込み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

#### 3. 相談支援事業

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と援助、関係機関との連携による情報の共有を行うなど障がいのある人の権利擁護を目的とする必要な支援を行う。また、障がいのある人などが地域において自立した日常生活、社会生活を営むためには地域における相談支援が重要な役割を担うこととなる事業

区分	利用実績			見込み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障がい者等相談支援事業	有2カ所	有2カ所	有2カ所	有2カ所	有2カ所	移行
基幹相談支援センター	無	無	無	無	無	圏域1
地域生活支援拠点	無	無	無	無	無	圏域1

## 4. 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援制度

権利擁護を推進する取組みとして、知的に障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を促し、利用方法や制度の周知を図り、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人などの報酬を助成する事業。併せて、日常生活自立支援事業など関係する事業を一体的に取組み、障がいのある人の自立を促し生活を支援することができるようになることを目指す事業（今後、法人後見活動ができるよう支援体制の構築を検討する必要がある）

区分	利用実績			見込み		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
成年後見制度 利用支援事業	0件	0件	0件	有	有	有
成年後見制度 法人後見支援	無	無	無	無	無	無

## 5. 意思疎通支援事業

聴覚に障がいのある人や言語、音声機能の障がいなど意思疎通が困難な障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、意思疎通を円滑なものにする事業

区分	利用実績			見込み		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
手話通訳派遣 事業	21件	21件	29件	有	有	有
要約筆記派遣 事業	無	無	無	有	有	有

## 6. 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図り福祉の向上に努める事業

区分	利用実績			見込み		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
介護訓練支援	0	0	0	有	有	有
自立生活支援	1	1	2	有	有	有
在宅医療	1	0	1	有	有	有
情報意思疎通支援	4	4	2	有	有	有
排せつ管理	318	345	325	有	有	有
住宅改修	0	1	3	有	有	有

## 7. 手話奉仕員養成研修

聴覚に障がいのある人との交流や障がいへの理解を深めるため、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活等を支援するための人材養成事業

区分	利用実績			見込み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
入門講座	無	24 人	無	別事業	検討	無
基礎講座	無	無	14 人	無	無	検討

## 8. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業

区分	利用実績			見込み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
個別支援	有	有	無	有	有	有
G支援・車両	無	無	無	無	無	無

## 9. 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜する機能を有し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業

区分	利用実績			見込み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
活動センター	無	無	無	検討	検討	圏域 1

## 10. 日中一時支援事業(任意事業)

障がい児者等の日中における活動の場を確保し、保護者等の介護負担の一時的な休息を目的とする事業

区分	利用実績			見込み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
事業所	2	3	3	3	4	4
延人数	191	379	282	240	240	240

※平成 29 年度より、幡多圏域の 1 事業所が事業を中止している。このため、圏域内でサービス調整を行い、利用者や保護者が不安のない体制づくりを検討している。

# 第8章 計画の推進体制と評価

## 1 計画の推進

### (1) 庁内推進体制の強化

本計画が課を越え広域に渡ることから保健、福祉分野を中心に関係機関と連携し庁内の推進体制を確立し、計画の効果的な推進を図る。

### (2) 近隣市町村との連携

広域的な取り組みが必要な事業は、近隣市町村と連携を図りながら計画の推進を図ります。

### (3) 町内事業所、関係団体との連携

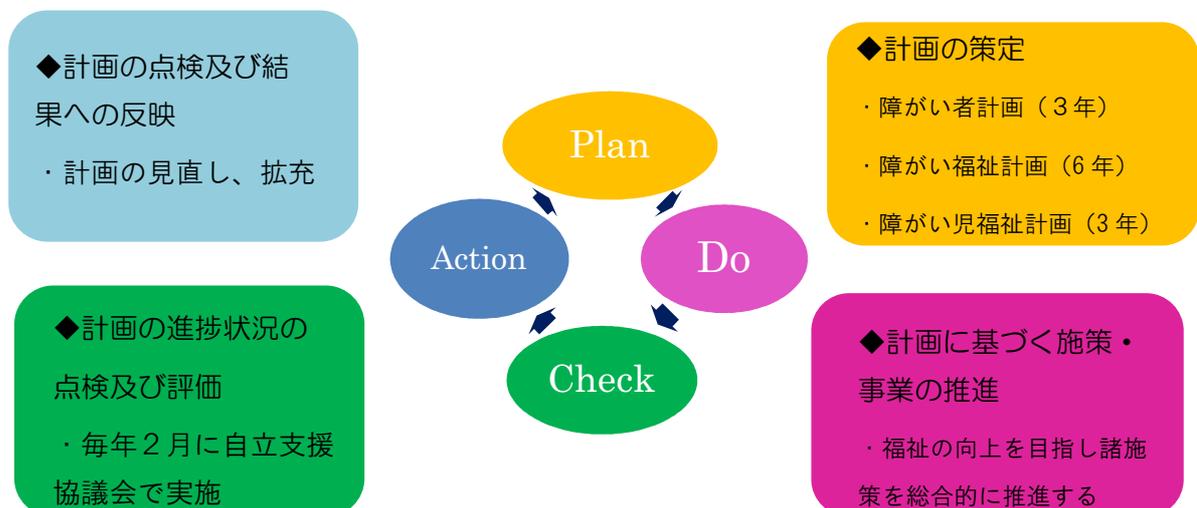
社会福祉協議会、福祉事業所、町内老人クラブ、民生児童委員協議会、町内社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、商店など地域を支え、また地域活動をしている団体との連携を密にし、住民主体のサービス体制の充実を図ります。

### (4) 地域人材の活用とボランティア養成

障がいのある人の生活を支えるためには、医療機関や専門職等の人材を積極的に活用し、福祉や介護、医療の支え手となる人材の養成と確保に努めます。また、地域活動を支援するボランティアの養成に努めます。

## 2 計画の評価体制

毎年2月に実施する自立支援協議会で、進捗状況を報告するとともに、事業や活動の評価を行い、町の障がい施策について協議しながら取り組みを進めていくこととする。



# 第9章 参考資料

## 1 地域自立支援協議会設置要綱

○黒潮町自立支援協議会設置要綱

平成 21 年 2 月 20 日告示第 9 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に規定する障害福祉計画、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、黒潮町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業内容)

第 2 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 黒潮町障がい者計画、黒潮町障がい福祉計画及び黒潮町障がい児福祉計画の策定、点検、評価及び対策に関すること。
- (2) 地域の現状及び課題等の情報共有に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から、町長が委嘱又は任命する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)障がい者等
- (3)障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4)行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は必要があると認めるときは委員以外の者に会議への出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(実務者部会)

第 7 条 障がい福祉に関する地域の現状及び課題等を把握し協議するために、協議会に実務者部会を設置する。

2 実務者部会は、障がい事業所、保健、福祉及び教育等の関係する実務者をもって構成する。

3 実務者部会は、必要に応じて事務局が招集し運営する。

(事務局)

第8条 協議会の運営上必要な事務は、健康福祉課において行う。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員及び実務者部会の構成員は、正当な理由なく、協議会の職務に関して知りえた情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

## 2. 黒潮町地域自立支援協議会委員

	氏名	所属
1	川村 渡	黒潮町大方民生児童委員協議会会長
2	森岡 健也	黒潮町区長会
3	小谷 芙美子	ボランティアくじら会長
4	矢野 貞夫	黒潮町身体障害者連盟会長
5	田中 眞美子	知的障害者相談員
6	小永 博子	精神障がい関係
7	酒井 晴夫	大方誠心園施設長
8	金子 章一	大方生華園施設長（協議会会長）
9	明神 ゆかり	ニコの種所長
10	上岡 敬	障害者就業・生活支援センターラポール所長 障害者就労支援事業所アオ施設長
11	山下 俊之	黒潮町社会福祉協議会事務局長
12	利岡 徳重	高知県立中村特別支援学校長
13	山本 貴子	高知県幡多福祉保健所健康障害課長

### 【相談支援部会】

- ・相談支援事業所すてっぷ 金子美和、畦地真智子
- ・幡多希望の家相談支援センター 永吉納美
- ・相談支援事業所くろしお 柿内ゆみ

### 【協議会協力者】

- ・渡川病院 千代岡司幸
- ・聖ヶ丘病院 中野奈穂

### 【計画策定に伴う協議会】

- ①平成29年10月3日（火）14時～16時
- ②平成30年2月28日（水）13時30分～15時30分
- ③平成30年3月28日（水）13時30分～15時30分

